

## 令和7年度「キビタンシート」デジタルドリル作成業務委託仕様書

### 1 委託業務名

「キビタンシート」デジタルドリル作成業務委託

### 2 履行期間

契約締結日から令和8年3月6日まで

### 3 履行場所

- (1) 福島県内の市町村立小学校、中学校（義務教育学校を含む。）、特別支援学校
- (2) 福島県立中学校及び県立特別支援学校
- (3) 福島県内の59市町村教育委員会
- (4) 福島県教育庁各課、7教育事務所、福島県教育センター、福島県特別支援教育センター及び発注者が指定又は承認する場所

### 4 一般事項

- (1) 本委託業務の遂行にあたって、必要な知識及び技術を保有する業務担当者を選任すること。また、業務担当者の取りまとめ、及び発注者との連絡窓口となる業務責任者を選任すること。
- (2) 業務責任者は、業務の遂行について発注者との連絡調整にあたること。また、報告や提案の必要があると思われることについては、適宜発注者に報告等を行うこと。
- (3) 本委託業務に関して県内の各施設に出入りする際は、事前に発注者に連絡を行い指示に従って作業を行うこと。また施設内では名札を着用すること。
- (4) 本業務の遂行にあたっては、環境汚染の防止、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量及びリサイクルなど、環境への影響に配慮して行うこと。
- (5) 発注者から本委託業務に係る技術的な助言を求められた際は、速やかに対応し、回答を行うこと。
- (6) 受注者は、発注者と必要な打ち合わせを実施した際、事前に発注者と協議した様式により議事録を作成し、発注者に提出して承認を受けること。
- (7) 本業務の遂行に伴い第三者に与えた損害は、発注者の責めに帰すべきものを除き、受注者の責任において処理するものとする。
- (8) 本仕様書に記述がない事項のうち、社会通念上、本委託業務において必要不可欠な事項と発注者が判断するものについては、本委託業務の範囲内とする。
- (9) (8)を除き、本仕様書に記述がない事項については、双方協議の上、これを決定するものとする。

### 5 委託業務内容

- (1) ソフトウェアライセンスの調達について、受注者は、福島県の児童生徒の学力向上及び個別最適な学習に資するため、契約期間を通してデジタルドリルのデータ作成及び管理サービスを次の通り提供すること。

## ① 対象

- ア 福島県内の市町村立小学校  
児童数約 82,000 人 学校数 373 校
- イ 福島県内の市町村立中学校  
生徒数約 43,000 人 学校数 197 校
- ウ 福島県内の義務教育学校（前期課程及び後期課程を含む。）  
児童生徒数約 1,800 人 学校数 9 校
- エ 福島県内の県立中学校  
生徒数約 600 人 学校数 3 校
- オ 福島県内の市立特別支援学校及び県立特別支援学校（小学部及び中学部を含む。）  
児童生徒数約 1,400 人 学校数 25 校
- カ ア～オの学校における教職員  
約 13,000 人
- キ 5 市町村教育委員会における指導主事等  
約 500 人
- ク 県教育委員会関係各課（義務教育課、健康教育課、特別支援教育課等）、7 教育事務所、教育センター、特別支援教育センターにおける指導主事等  
約 150 人

## ② 利用端末

- ア OS:Chrome OS／ブラウザ:Google Chrome
- イ OS:ipad OS／ブラウザ:Safari、Google Chrome、Microsoft Edge
- ウ OS:Microsoft Windows 10、11／ブラウザ: Microsoft Edge、Google Chrome

## (2) 操作マニュアルの作成

第 I 期問題完成（別紙「委託業務のスケジュール」参照）時に、操作上のサポートを目的としたマニュアル（児童生徒用、教職員用）を PDF にて納入すること。内容の詳細及び公表時期については、発注者と協議の上、決定すること。

## (3) 問い合わせ・サポート対応等

- ① 発注者からのデジタルドリルの利用方法、質問等に係る問合せ先及び問い合わせ方法を明示すること。また、問合せがあった場合には、5 営業日以内に回答すること（ただし、土日祝日、年末年始の休日、お盆期間を除く）。
- ② 必要に応じて、補足マニュアルを発注者と協議の上作成し、発注者、各学校の教職員（ICT 支援員を含む）及び児童生徒に提供すること。

## (4) データの取扱い等

- ① 全ての問題データについて、福島県教育委員会が構想する教育ダッシュボード等との連携ができるよう柔軟に対応すること。
- ② 発注者が問題データの修正などを行う必要があると判断した場合は、随時対応すること。（例：教育上ふさわしくない表現、問題の誤り等）

## 6 ソフトウェアに求める要件

### (1) デジタルドリルについて

- ① 文部科学省学習指導要領、福島県内で採用されている教科書に準拠していること。な

お、県内で採択されている教科書は本仕様書項番7に記載のとおり。

② 搭載する問題は、次のとおりとすること。

**【小学校】**

ア 小学校第1学年～第6学年の国語、算数の全単元。

イ 基礎～標準レベルの難易度の問題を基本とし、設問順に難易度が上がっていく設計とすること。

ウ 全単元A4用紙2頁程度、設問数7問以上を基本に作成すること。

エ 各学年、各教科において20単元を基本に作成すること。20単元を上回る場合は、20単元を下回る学年及び教科と調整し、全ての単元を網羅するようにすること。

オ 小学校の総単元数は240単元とすること（20単元×2教科（国語、算数）×6学年＝240単元）。総単元数に応じ、夏季休業前、冬季休業前、学年末のまとめ（それに準ずる問題）の単元を適宜設定すること。その際、算数、上学年から優先的に設定すること。

カ 各学年、教科ごとに扱う単元は、受注者が単元名一覧表を作成し、発注者と協議の上、決定するものとする。

**【中学校】**

ア 中学校第1学年～第3学年の国語、算数、英語の全単元。

イ 基礎～標準レベルの難易度の問題を基本とし、設問順に難易度が上がっていく設計とすること。

ウ 英語については、各単元でリスニング問題を2問以上設定すること。なお、音声データのストレージは、発注課において準備するものとする。

エ 全単元A4用紙2頁程度、設問数7問以上を基本に作成すること。

オ 各学年、各教科において、20単元を基本に作成すること。20単元を上回る場合は、20単元を下回る学年及び教科と調整し、全ての単元を網羅するようにすること。

カ 中学校の総単元数は180単元とすること（20単元×3教科（国語、数学、英語）×3学年＝180単元）。総単元数に応じ、夏季休業前、冬季休業前、学年末のまとめ（それに準ずる問題）の単元を適宜設定すること。その際、数学、上学年から優先的に設定すること。

キ 各学年、教科ごとに扱う単元は、受注者が単元名一覧表を作成し、発注者と協議の上、決定するものとする。

③ 各設問においては、児童生徒の発達段階を考慮し、選択式以外の多様な解答形式（文字入力、数字入力等）の問題を有すること。

④ 小学校において使用する漢字は、国語科を除き「学年別漢字配当表」に示されたその学年までの漢字の範囲に限るものとし、その使用法については、「常用漢字表」（昭和56年内閣告示第1号）によること。また、国語科を除き、その学年に配当された漢字がその学年において取り上げられる場合には、初出の際に読み方を示すこと。

中学校において使用する漢字の範囲及びその使用法については「常用漢字表」によること。ただし、原典をそのまま載せる必要のある場合には、これによらないことができること。この場合においては、初出の際に読み方を示すこと。

⑤ デジタルドリルで使用するイラストには、福島県公式キャラクター「キビタン」を使用すること。なお、使用に当たっては、次に示す福島県広報課HPにある使用マニュアル

ルに則り「キビタン公式デザイン集」に掲載されているもののみとする。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/kibitanroom/riyoshinsei.html>

- ⑥ デジタルドリルの問題については、発注者との間で3回の校正作業を経て完成とすること。また、完成品の納入については、年間で使用する時期に合わせ3回に分けて行うこと。(別紙「委託業務のスケジュール」を参照)

## (2) 基本機能について

- ① 全てのドリル問題を Google フォームで作成すること。
- ② 作成するドリル問題については、全て自動採点機能を有すること。
- ③ 解答と同時に解説が表示される機能を有すること。
- ④ 手書き入力(ひらがな・漢字・数字(整数・指数)・数式・アルファベット)、キーボード入力のいずれの入力方法にも対応すること。
- ⑤ 学習者は、当該学年及び在籍校種以外の全ての問題について、学習可能であること。
- ⑥ ひらがな表記、もしくは未習の漢字にルビが振ってある等、発達段階に応じた表記になっていること。

## (3) 非機能要件・その他要件について

- ① 各ブラウザ(Google Chrome/Safari/Microsoft Edge)上で動作するクラウド版であること。
- ② 日本語に対応したユーザーインターフェースを備えていること。
- ③ プライバシーマークを取得していること。
- ④ 情報セキュリティマネジメントの国際規格「ISO/IEC27001」等の認証またはJSRO等の第三者証明を受けていること。
- ⑤ 教員及び児童生徒が、授業においてデジタルドリルをストレスなく円滑に利用できるよう十分な性能を有すること。ただし、コスト的に過剰にならず、かつ次に示す性能要件を満たすために最適な構成とすること。
  - ・ 全利用者が同時に利用した場合でも、デジタルドリルをストレスなく使用できること。
  - 例1 端末でデジタルドリルの起動開始から表示されるまで5秒以内とすること。
  - 例2 画面遷移が3秒以内に行われること。

## 7 福島県内で採択されている教科書一覧

### (1) 小学校(令和7年度使用)

教科	出版社
国語	光村図書、東京書籍
算数	東京書籍、教育出版

※ 採択数が多い順に表示。

### (2) 中学校(令和7年度使用)

教科	出版社
国語	光村図書

数 学	東京書籍、日本文教出版
英 語	東京書籍、三省堂

※ 採択数が多い順に表示。

## 8 秘密保持

- (1) 受注者は、本契約の履行にあたり知り得た情報を本契約の履行の用に供する目的以外には利用しないこと。また、発注者の書面等の承諾なしに第三者に開示しないこと。本契約終了後においても同様であること。
- (2) 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。本契約終了後においても同様である。
- (3) 受注者は、本契約の履行にかかる従事者に対して、上記の秘密の保持について周知・教育し、指揮・監督しなければならない。退職等により本契約に係る業務から退いた者も同様であることについて、徹底しなければならない。

## 9 著作権等の帰属について

- (1) 本デジタルドリルの問題（国語の問題文等の著作権及び、この事業開始前から受注者又は第三者が著作権を有するプログラム等は除く）をはじめとした全てのものの著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する著作権者の権利）は、福島県教育委員会に帰属するものとする。
- (2) 県及び県の指定する者に対し、著作権人格権（著作権法第18条（公表権）、第19条（氏名表示権）及び第20条（同一性保持権））を行使することができないものとする。
- (3) デジタルドリルの問題及び解説に使用する著作物等の使用許諾については、受注者において適切に処理するものとする。
- (4) 本デジタルドリルにおいて、国語の教科書にある説明的文章、文学的文章を扱う場合には、教科書を手元に置いて解答することとした形式の問題とし、著作権料が発生しないようにするものとする。

## 10 提出書類及び提出時期

項番	提出書類名称	提出時期	部数	備考
1	着手届	契約締結後14日以内	1	
2	業務責任者届	契約締結後14日以内	1	資格情報を記載すること。
3	業務担当者届	契約締結後14日以内	1	資格情報を記載すること。
4	業務履行計画書	契約締結後14日以内	1	
5	デジタルドリル 各学年、各教科の 単元名一覧表	契約締結後21日以内	1	契約締結後、発注者と協議の上、 単元を決定。紙と電子データで発 注者に提出すること。
6	業務完了届	全業務完了時	1	

## 11 成果物

項番	提出書類名称	提出時期	部数	備考
1	操作マニュアル (教職員用、児童生徒用)	第 I 期問題完成時 (別紙「委託業務のスケジュール」参照)	1	児童生徒用のマニュアルについては、発達段階を考慮し複数作成し、紙と電子データで提出すること。
2	デジタルドリル問題	別紙「委託業務のスケジュール」における各期の問題完成時	1	Google フォーム形式 (搭載用)、PDF 形式 (管理・保存用) で提出すること。
3	各期におけるデジタルドリルの各学年、各教科の単元一覧表	別紙「委託業務のスケジュール」における各期の問題完成時	1	単元一覧表には、デジタルドリル問題に遷移できる URL を記載すること。

## 12 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、発注者と適宜協議を行うものとする。

## 別紙

## 委託業務のスケジュール（想定）

時 期		内 容
令和 7 年	4月 3日（木）	契約締結
	4月 24日（木）	全学年、各教科の単元名一覧表提出
	<第Ⅰ期>	
	4月 3日（木）～	問題作成（8月～12月に学習する全単元）
	6月 26日（木）	問題初稿受取
	7月 10日（木）	初校戻し
	7月 15日（火）	2校受取
	7月 23日（水）	2校戻し
	7月 30日（水）	最終校受取・確認
	8月 6日（水）	最終校戻し・校了
	8月 8日（金）	問題完成、第Ⅰ期問題及び単元一覧表、操作マニュアル納入
	<第Ⅱ期>	
	8月 8日（金）～	問題作成（1月～3月に学習する全単元）
	10月 17日（金）	問題初稿受取
	10月 30日（木）	初校戻し
	11月 5日（水）	2校受取
	11月 11日（火）	2校戻し
	11月 20日（木）	最終校受取・確認
	11月 27日（木）	最終校戻し・校了
	12月 2日（火）	問題完成、第Ⅱ期問題及び単元一覧表納入
<第Ⅲ期>		
12月 2日（火）～	問題作成（4月～7月に学習する全単元）	
令和 8 年	1月 23日（金）	問題初稿受取
	2月 5日（木）	初校戻し
	2月 10日（火）	2校受取
	2月 18日（水）	2校戻し
	2月 25日（水）	最終校受取・確認
	3月 4日（水）	最終校戻し・校了
	3月 6日（金）	問題完成、第Ⅲ期問題及び単元一覧表納入 業務完了